

日本赤十字社石川県支部 AED(自動体外式除細動器)貸出要綱

1. 目的

各種イベントやスポーツ大会等(以下「イベント」という。)事故リスクの高い現場に、日本赤十字社石川県支部(以下「支部」という。)に常備するAEDを貸出すことにより、AEDの普及を図るとともに、救急救命に資することを目的とする。

2. 貸出対象者

(1) 現に有効な赤十字基礎講習修了証 もしくは180分以上のAED短期講習受講証を保持している者。

(2) 医師 もしくは 救急救命士の資格を有する者。

※ただし、申込が重複した場合は、(1)の者を優先する。

3. 貸出料

無料とする。ただし、AED貸出期間中に、故意または、重大な過失等により機器に故障が発生したと認められた場合は、新規購入または、修理にかかる実費を請求させていただくことがある。

4. 貸出期間

支部が認めたイベント期間 及び その前後1日とする。

5. 貸出方法

AED貸出申込書(別紙様式1)に必要事項を記入し、上記2の該当者であることを証明できる修了証等の写しを添付のうえ、貸出希望日の1ヶ月前までに提出すること。

6. 貸出地域

石川県内とする。

7. 返却方法

イベント終了翌日の17時までに支部へ返却すること。

8. 報告書の提出

AEDを使用した場合は、返却時に必要事項を記入のうえ、AED使用報告書(別紙様式3)を提出すること。

附 則 この要綱は 平成17年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は 平成19年 4月1日から施行する。

附 則 この要綱は 平成26年 2月1日から施行する。

附 則 この要綱は 平成26年10月1日から施行する。